

相続税の改正

①相続税の基礎控除(相法15条)

地価動向等を踏まえた基礎控除の水準を調整し課税ベースを拡大するため、基礎控除が引き下げられる。

	現行	改正後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人	600万円×法定相続人

②相続税の税率構造の見直し(相法16条)

高額な遺産取得者を中心に負担を求めるとの観点から、最高税率を55%へ引き上げるなど、税率構造が見直される。

(現行)

法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—
1,000万円超3,000万円以下	15	50
3,000万円超5,000万円以下	20	200
5,000万円超1億円以下	30	700
1億円超3億円以下	40	1,700
3億円超	50	4,700

(改正後)

法定相続人の取得金額	税率 (%)	控除額 (万円)
1,000万円以下	10	—
1,000万円超3,000万円以下	15	50
3,000万円超5,000万円以下	20	200
5,000万円超1億円以下	30	700
1億円超2億円以下	40	1,700
2億円超3億円以下	45	2,700
3億円超6億円以下	50	4,200
6億円超	55	7,200

③死亡保険金に係る非課税限度額の引き下げ(相法12条)

相続人の生活の安定という趣旨を徹底し、他の金融商品との間の課税の中立性確保を図るため、算定の基礎となる法定相続人の範囲を縮減する。

現行	改正後
500万円 × 法定相続人数	500万円 × 法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)の数

④未成年者控除と障害者控除の引き上げ(相法19条の3、19条の4)

相続税額から差し引く控除額は長年据え置かれていたので、物価動向や今回の基礎控除の見直しを踏まえて引き上げる。

	現行	改正後
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円
障害者控除	85歳までの1年につき6万円 (特別障害者については12万円)	85歳までの1年につき10万円 (特別障害者については20万円)

□適用時期

これらの相続税の改正は、平成23年4月1日以後の相続・遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される。

贈与税の改正

①贈与税の税率構造の見直し(相法21条の7改正、措法70条の2の3新設)

相続税の税率構造の改正に対応した見直しが行われ、20歳以上の子や孫が受贈者となる直系尊属からの贈与については特別に税率構造が緩和される。改正後は、「直系尊属からの贈与」と「一般の贈与」とで適用される税率が次のように異なることになる。

□「直系尊属からの贈与」は、特例的な贈与として租税特別措置法に規定されるもので、贈与税の基礎控除(110万円)の特例(措置法70条の2の2)と同じように適用期限は設けられない。

(現行) (相法21条の7)

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200万円以下	10	—
200万円超300万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25
400万円超600万円以下	30	65
600万円超1,000万円以下	40	125
1,000万円超	50	225

(改正後) 一般の贈与(相法21条の7)

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200万円以下	10	—
200万円超300万円以下	15	10
300万円超400万円以下	20	25
400万円超600万円以下	30	65
600万円超1,000万円以下	40	125
1,000万円超1,500万円以下	45	175
1,500万円超3,000万円以下	50	250
3,000万円超	55	400

(改正後) 直系尊属からの贈与(措法70条の2の3)

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額 (万円)
200万円以下	10	—
200万円超400万円以下	15	10
400万円超600万円以下	20	30
600万円超1,000万円以下	30	90
1,000万円超1,500万円以下	40	190
1,500万円超3,000万円以下	45	265
3,000万円超4,500万円以下	50	415
4,500万円超	55	640

□適用時期 (附則36条 40条 141条)

平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。ただし、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に贈与により財産を取得する場合、選択によって改正前の贈与税の税率を適用できるとする経過措置が設けられているので、現行税率と改正後の税率で有利な方で申告することができる。

②相続時精算課税制度の適用要件の見直し(相法21条の9、措法70条の2の4)

贈与者の年齢要件を65歳以上から60歳以上に引き下げ、受贈者に20歳以上の孫を追加する。

□適用時期

平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

相続税・贈与税のその他の改正

①連帯納付義務の履行に係る延滞税の特例(相法51条の2等)

相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合、本税に併せて納付する延滞税は一定の要件の下、延滞税に代えて利子税を納付する。

	現 行	改 正 後
延納期限から2ヶ月間	延滞税 4.3%	延滞税に代えて利子税を納付 (最高4.3%)
延納期限から2ヶ月を経過する日 から延納税額の納付の日	延滞税 14.6%	

適用時期

平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税について適用する。

②住宅取得等資金贈与の特例の拡充(措置法70条の2、70条の3)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築に先行してその敷地の用に供される土地等を取得するための資金が追加される。

適用時期

平成23年1月1日以後の贈与により取得するものの贈与税について適用される。

※これはあくまでご参考資料であり、詳しくは御自身でご確認下さい。